

おだわら労基だより ～2025 秋～

労働安全衛生関係法令改正 ストレスチェックが義務化されます

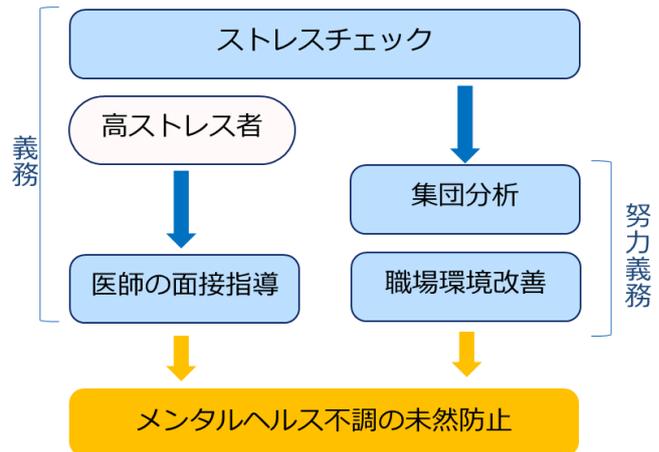
メンタルヘルス対策の一次予防に位置付けられるストレスチェックについて、現在努力義務となっている常用労働者数 50 人未満の事業場においても、今後、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられることとなりました。

ストレスチェック対象事業場の拡大により、すべての労働者が自分のストレスの状態を把握し、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としております。

現在は、施行までの準備期間となっておりますが、早めの取組をお願いします。



【ストレスチェック制度の流れ】



神奈川県最低賃金の改定について

令和 7年 10月 4日より 神奈川県最低賃金は、時間額 1,225 円（63 円引き上げ）となります。神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金の詳細については、神奈川労働局賃金室のホームページをご覧ください。神奈川労働局賃金室 もしくは管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。

神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

賃金引き上げの支援策もぜひご検討ください

神奈川県最低賃金
令和7年
10月4日から
時間額 **1,225** 円

業務改善助成金
業務改善助成金コールセンター
0120 (366) 440

キャリアアップ助成金
神奈川助成金センター
045 (650) 2859